

交通安全教育用器具購入	県	交通安全教育用器具を設置する。 クロッシングゲーム用器具16組 (各教育事務所に1基) 80千円×16	千円 1,280	(同 左) 80千円×16	千円 1,280
-------------	---	--	-------------	------------------	-------------

(事業実施上の方針)

- (1) 児童生徒用の「安全の参考書」は、指導の手引書と並行して編集し、実費頒布とする。
- (2) クロッシングゲーム用器具は、各教育事務所に昭和50年度までに2基を備付し、各学校に貸出しをするが、各市町村でも積極的に購入備付することを期待する。

第2 社会教育における健康体位の向上

1 社会体育施設の拡充整備

〔施策設定の理由〕

余暇の健全な活用には種々の方法があるが、スポーツにより心身を鍛練することは有意義であり、しかも、県民多数がそれを望んでいる。

しかし、本県の社会体育施設は第12表のとおりであり、きわめて少なく、スポーツ活動を行なう機会は制約されざるを得ない現状にある。

第12表 公立社会体育施設 (昭40.12 県保健体育課調)

区分 管内	陸上競技 (含広場)	野球	体育館	水 プール	テニス コート	バレー コート	弓道場	相撲 場	柔剣 道場	漕艇 場	スキー 場	スケー ト場	ユース ホステル
信 夫	1	2	1	4	-	-	1	1	-	2	-	1	-
伊 達	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安 達	1	-	1	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-
郡 山	2	2	1	9	1	-	1	1	1	-	-	-	-
岩 瀬	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 白	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
東 川	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石 川	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田 村	1	-	1	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南 会	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 津	3	2	-	4	2	1	1	1	1	-	2	-	-
両 沼	1	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1
耶 麻	1	1	-	1	1	-	-	-	-	1	3	-	3
石 城	1	1	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-
双 葉	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
相 馬	2	1	1	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-
計	17	9	9	30	10	2	3	3	3	4	5	1	5